

昨年6月、国土交通省は建設産業政策研究会を発足させた。耐震偽装、独占禁止法強化、脱・談合宣言、低価格受注などインパクトのある事件が続発するなか、建設行政の方向を探ろうとする作業であった。そして1年後の先月末、その最終報告書案がまとまった。

その内容は既報のとおりであるが、二つの感想がある。第1は、既に着手している政策を整理したに過ぎないということ。報告書に列挙される法令遵守、再編・淘汰(とうた)、技術と経営による競争、価格と品質に優れる人材確保などは、いずれも現在進行中の政策である。第2は、報告書のベースとなっているのは、昨年4月の日本土木工業協会の提言「透明性ある入札・契約制度に向けて」に近い

こと。報告書が描く建設産業政策は、「旧来のしきたりからの決別」を支援することに収めらる。その意味で、研究会の作業は、役所が打ち出す種々の政策を体系化すること、役所と産業界との意思をすりあわせること、二つの機能を果たしたと言つてよい。つまり、「走りながら考える」ための枠組みづくりである。

従つて、報告書のなかに建設業の将来の姿を求めても答えは

ないし、役所の守備範囲をはみだす政策を期待すべきでもない。今回の報告書にはそのような限界がある。

だが、旧来のしきたりからの決別とは、土工協の提言が述べるとおり、新しいビジネスモデルを構築することである。だから、建設行政もまた「旧来のしきたり」のなかで展開するわけにはいかない。建設産業政策が問われるのは、業界の構造改革を支援・推進することよりは、変わり行く建設業の産業構造に対応した政策の展開なのである。

新しい建設産業や企業の姿はまだ明確になっていないわけではないが、市場メカニズムを活かす産業活動を本格的に志向するとすれば、いまずぐにも取り組むべき政策課題は数多い。

各種の技術基準は産業活動を通じて自律的に形成・検証されなければならぬし、事業パフォーマンスの向上のためには建

設投資資金を金融市場から競争的に調達するしくみが必須である。産業イノベーションのためには中小企業の活性化が有効であるし、固定的な業種区分などは意味がないであろう。人材は仕事の発展性、自己能力開発の機会、人間性を尊重する労働環境を求めて流動し、育つのだから、キャリアパスの確立が急務である。元請・下請関係は取引システムであり、実態に即して法的、金融的、会計的なしくみを構築しなければならない。さらには、建設業の公正競争ルールも未整備のままである。

需要面からも、公共事業の最適パフォーマンスの実現、住生活の向上につながる住宅建設、空間価値を高める都市建設、人間感覚に調和するオフィスなどが求められていて、それにこたえるためには、建設生産システムの幅と多様性を格段に広げなければならぬ。建設投資ニーズの変化は産業構造の変革を追

る。それに対応するための仕組みづくりは、産業政策の責任であらう。このように、建設産業政策は、建設市場の活性化と市場秩序の維持のために、従来の枠組みから踏み出さざるを得ないのである。

だが、変化は容易ではない。土工協にしても、発注方式の改革には熱心だが、企業価値を高める経営への取り組みはやや置き去りにされているように見える。あるいは、PM(プロジェクト・マネジメント)、CM(コンストラクション・マネジメント)を主張しているが、その市場(多くは海外が舞台である)開拓や人材養成に企業の将来を賭ける覚悟までは示していない。そしてそのような変化へのためらいは、建設産業政策についても同様である。省庁の縄張りという旧来のしきたりと決別するなど、自らが変わる覚悟はあるのだろうか?(影)

建設産業政策は変わるか

建設論評